

水産基盤整備事業における設計業務発注基準について

設計業務の指名・発注にあたっては、下記事項及び別紙発注基準及び別紙業務内容一覧表によることとする。ただし、業務内容の特殊なもの及びこの基準によりがたい場合は、適宜、各機関の競争入札審査会等で判断するものとする。

記

- ① 管理技術者及び照査技術者として、別紙発注基準の業務の区分に対応した技術者を配置すること。
- ② 管理技術者と照査技術者は、兼ねることはできない。
- ③ 管理技術者は、打ち合わせ等には必ず出席すること。
- ④ 発注方法の選定については、「設計業務にかかる発注方式選定フロー」による。なお、総合評価方式の対象は、「三重県総合評価方式の運用ガイドライン」によるものとする。
- ⑤ 測量業務を合冊発注する場合は、測量業務相当額を考慮し、測量業務発注基準に留意するとともに、測量の有資格者の配置確認も行うこと。

(定義)

1. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行うもので、設計業務等委託契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者。
2. 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、設計業務等委託契約書第11条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者。

(別紙)

1. 発注基準

| 業務の程度(区分) | 業務内容(主なもの) | 発注基準 | 管理技術者 | 照査技術者 |
|----------------|--|----------------|---------------------|---------------------|
| 簡易な業務 (A) | <ul style="list-style-type: none"> 修正設計 安定計算を伴わない構造物等 | 右欄の技術者が配置可能なこと | 技術士、技術管理者、RCCMのうち1名 | 技術士、技術管理者、RCCMのうち1名 |
| | | | 部門指定 | 部門を問わない |
| 標準的な業務 (B) | <ul style="list-style-type: none"> 普通の技術力を要するもの 安定計算が必要な構造物等 | 右欄の技術者が配置可能なこと | 技術士、技術管理者、RCCMのうち1名 | 技術士、技術管理者、RCCMのうち1名 |
| | | | 部門指定 | 部門指定 |
| 高度な業務 (C) | <ul style="list-style-type: none"> 技術力を要するもの 構造が複雑なもの | 右欄の技術者が配置可能なこと | 技術士、技術管理者、RCCMのうち1名 | 技術士、技術管理者、RCCMのうち1名 |
| | | | 部門指定 | 部門指定 |
| 難度の高い業務 (D) | <ul style="list-style-type: none"> 高度な技術力を要するもの 高度な波浪推算等 | 右欄の技術者が配置可能なこと | 技術士 | 技術士 |
| | | | 部門指定 | 部門指定 |

注) 1. 業務内容により複数部門に技術者を有する会社とすることができる。

注) 2. 運用は別紙1による。

注) 3. 国土交通省の建設コンサルタント登録規程の登録部門に登録していない部門においてRCCM資格取得者が管理技術者または照査技術者として担当できる業務は、簡易な業務(A)までとする。

注) 4. 業務の程度が(B)～(D)については、管理技術者または照査技術者の部門指定は、国土交通省の建設コンサルタント登録規程の各登録部門に限る。

注) 5. 管理技術者が三重県発注業務委託において兼務できる委託業務件数は、2, 500万円以上の委託業務3件まで、または2, 500万円未満の委託業務は2, 500万円以上の業務を含め5件までとする。

注) 6. 測量業務と合冊して発注する場合には、測量業務の発注基準も考慮し、有資格者の確認も行うこと。

(別紙1)

2. 発注基準の運用について

| 業務区分 | 管理技術者 | 照査技術者 | 特記事項 |
|----------------|-------|-------|---|
| 簡易な業務 (A) | 基準どおり | 基準どおり | |
| 標準的な業務 (B) | 基準どおり | 基準どおり | 業務内容により管理技術者を技術士とすることができる。 港湾部門は海岸部門に読替ができる。 |
| 高度な業務 (C) | 基準どおり | 基準どおり | 業務内容により管理技術者を技術士とすることができる。 港湾部門は海岸部門に読替ができる。 |
| 難度の高い業務 (D) | 基準どおり | 基準どおり | 業務内容により該当する複数部門を有すること。 港湾部門は海岸部門に読替ができる。 |

(別紙) 業務内容一覧表

(1) 事業別業務内容・・・(漁港・海岸関係)

| 簡易な業務 (A) | 標準的な業務 (B) | 高度な業務 (C) | 難度の高い業務 (D) |
|---|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・小規模・簡易な実施設計 人工リーフ 離岸堤 重力式護岸 緩傾斜護岸 通常の防波堤等の一部となる小規模なもの | <ul style="list-style-type: none"> ・通常の実施設計 防波堤、係船岸護岸等 (通常とは単塊式、ブロック式、ケーソン式、セルラブロック式、L型ブロック式、矢板式、杭式及びこれらに類する形式のもの) 新形式離岸堤、新形式防波堤、ハイブリッドケーソン・スリットケーソンを使用した施設 ・小規模な水門、閘門の基本設計及び細部設計 ・漁港施設機能保全計画策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・通常の基本設計及び細部設計 防波堤、係船岸、人工リーフ、離岸堤、護岸等 ・大規模な水門、閘門の基本設計及び細部設計 | <ul style="list-style-type: none"> ・複雑高度な基本設計及び細部設計 液状化対策 軟弱地盤改良 波浪計算 新形式離岸堤、新形式防波堤、ハイブリッドケーソン・スリットケーソンを使用した施設 ・海浜変形予測検討 ・その他相当高度な技術力を要するもの |

1. 港湾部門は、海岸部門に読替ができる。
2. 波浪推算の場合、管理技術者は港湾部門の技術士とする。
3. 水産部門(水産土木)の技術士及びRCCMIは、港湾部門と同様に扱うものとする。
4. 業務内容によっては、水産部門(漁業及び増養殖、水産水域環境)、建設環境部門等を考慮する。

(2) 事業別業務内容・・・(漁場関係)

| 簡易な業務 (A) | 標準的な業務 (B) | 高度な業務 (C) | 難度の高い業務 (D) |
|--|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・小規模・簡易な実施設計 ・調査 環境生物調査等 | <ul style="list-style-type: none"> ・通常の実施設計 魚礁設置、増養殖礁設置、着定基質設置等 | <ul style="list-style-type: none"> ・通常の基本設計及び細部設計 魚礁設置、増養殖礁設置、着定基質設置等 | <ul style="list-style-type: none"> ・その他相当高度な技術力を要するもの |

1. 適用部門は、水産部門(選択科目:漁業及び増養殖、水産土木、水産水域環境)及び港湾部門とする。
2. 業務内容によっては、建設環境部門等を考慮する。

(3) その他

1. その他の事業については、「設計業務にかかる県土整備部の発注基準」及び「農業農村整備事業における設計業務発注基準」を参照すること。

【 設計業務にかかる発注方式選定フロー 】

